

インサイダー取引防止規程解説

本書は、当会社の内部規則である「インサイダー取引防止規程」（平成 19 年 10 月 1 日施行、平成 25 年 3 月 14 日、令和 6 年 3 月 27 日改定。以下「本規程」といいます。）について、その内容を簡潔に解説したものです。詳細につきましては、本規程および関係法令をご参照ください。

1 本規程の目的・概要

本規程は、当会社の役職員が、業務の性質上、企業の重要な情報等に接する機会が多いことに鑑み、国内外を問わず、いわゆる「インサイダー取引」及びこれに類する取引を未然に防止するべく、当会社の役職員及びその近親者による株券の売買を原則として全面的に禁止することを定めたものです。

2 禁止される行為

- ✧ 当会社の役職員は、国内外の銘柄を問わず、株券の売買を行ってはいけません。
- ✧ 他人の名義による売買であっても、自己の計算によるもの、すなわち、自己の利益を図る目的での売買も禁止されます。

「売買」とは、売買その他の有償譲渡、有償譲受け、デリバティブ取引等を意味します。

また、売買禁止の対象物には、株券のみならず、社債券、新株予約権証券など、金融商品取引法上の「特定有価証券等」（法 166 条 1 項）に該当するもの及び国外においてこれらに類するものがすべて含まれます。

3 例外

- ✧ 上記 2 の例外として、役職員は、事前に担当役員の許可を得た場合に限り、保有している国内外の株券を売却することができます。
すなわち、すでに保有している株券を一切処分できないとすると不都合が生じますので、これまで保有していた株券の処分であれば、事前に許可を得た場合に限り行うことができるものとしました。

◇ 自己の保有する株券を売却しようとする場合には、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、担当役員に申請してください。

担当役員は、上記申請を受けた場合、諸般の事情を考慮の上、当該処分行為が、国内外を問わず、インサイダー取引及びこれに類する取引に該当するおそれがないと合理的に判断できる場合に限り、処分を許可することになります。

なお、担当役員は、代表取締役の指定する取締役又は執行役員（当該指定がない場合は代表取締役）となります。

4 対象者の範囲

◇ 本規程が適用される役職員には、取締役、監査役、執行役員、従業員（パート等も含む）をはじめ、退職後1年以内の元役職員等が広く含まれます。

◇ また、本規程における株券の売買禁止規定は、役職員本人のみならず、当該役職員の配偶者及び同居の親族にも適用されますのでご注意ください。

したがって、役職員の配偶者や同居の親族も、原則として保有する株券の売買はできず、例外的に担当役員の許可を得た場合に限り、すでに保有している株券を売却することができるにとどまります。

なお、役職員は、担当役員から求められた場合、自己の配偶者及び同居の親族が保有している株券のリストを提出する義務を負います。

以上